

島原市飼い主のいない猫捕獲器貸出要領

第1条 目的

この要領は、長崎県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策を推進するため、地域猫活動の一環として、島原市内の地域の飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術を施すために、猫捕獲器（以下「捕獲器」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）飼い主のいない猫

人に直接的に飼育されておらず、特定の個人が住む家屋を主な居場所としていない猫をいう。

（2）不妊手術

オス猫の去勢手術又はメス猫の避妊手術をいう。

（3）地域猫

飼い主のいない猫のうち、その地域において、不妊手術、えさやり、トイレの設置及び清掃などが実施され、適切に管理されている猫をいう。

（4）地域猫活動

長崎県県南保健所（以下「保健所」という。）に地域猫活動申請書を提出し、保健所から地域猫活動実施決定の連絡を受けた者が、前号に規定する地域猫を、島原市内において適切に管理していく活動をいう。

第3条 貸出対象者

この要領に基づく捕獲器の貸し出しを受けることができる者は、島原市内に生息する飼い主のいない猫に対し不妊手術を施し、かつ市内に在住する地域猫活動を行う者とする。

第4条 貸出期間

捕獲器の貸出期間は、原則として貸し出しを受けた日から3週間以内とする。捕獲器の貸出延長は、貸出期間満了時に他の使用又は利用申出がないことをもって受け付けることとし、延長する期間は原則として1週間以内とする。

第5条 貸出申請

- (1) 市長は、捕獲器の貸し出しを行う場合は、捕獲器を借り受けようとする者（以下「借受者」という。）から、猫捕獲器借受申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出させるとともに、本人であることを証明できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示させるものとする。
- (2) 市長は、前号の申請書の提出を受けた場合は、本人確認を行い、必要な事項を貸出受付簿（様式第2号）（以下「受付簿」という。）に記載する。
- (3) 市長は、前条の規定に基づき、貸出延長を延長しようとするときは、借受者と電話等により事務手続きを行い、必要な事項を受付簿に赤字で記載するものとする。

第6条 貸出料

捕獲器の貸し出しは、無料とする。

第7条 貸出後の管理等

- (1) 捕獲器の引き渡し、維持及び返納に要する費用は、すべて借受者の負担とする。
- (2) 市長は、捕獲器の借受者が捕獲器を毀損又は滅失しないよう、第8条各号に掲げる事項を併せて説明する。
- (3) 市長は、捕獲器の借受者が捕獲器を自己の管理する又は地権者等の了承を得た土地等に設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理使用するよう、第9条各号に掲げる事項を併せて説明する。

第8条 返却及び報告

市長は、捕獲器の返却を受けるときは、借受者に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 猫捕獲実績報告書（様式第3号）を記入し、不妊手術を実施したことがわかる書類（領収書等）を添付させた上で提出させること。
- (2) 返却する捕獲器について清掃及び消毒を実施させ、借り受けた時と同程度の状態で返却させること。

第9条 借受者の責務

捕獲器の借受者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 捕獲器の設置は島原市内のみとし、市内の飼い主のいない猫に対して不妊手術を施すための捕獲を目的とすること。
- (2) 第三者の土地等に捕獲器を設置する場合は、所有者の承諾を得てから設置

すること。

- (3) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、捕獲した猫が長時間風雨にさらされないようにするなど、動物愛護に配慮した場所とすること。
- (4) 捕獲器を設置する間は、「設置者（借受者）の連絡先」を捕獲器に表示すること。
- (5) 捕獲器を設置する間は、1日1回以上捕獲器を確認し、猫を捕獲した際は、速やかに保護すること。
- (6) 捕獲器を第三者へ譲渡又は転貸しないこと。
- (7) 錯誤捕獲（目的の猫以外の捕獲）をした場合は、借受者により速やかに放獣又は適正な処理をすること。

第10条 免責

市長は、捕獲器の貸し出しに関連して借受者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

第11条 損害賠償

借受者の責めに帰すべき理由によって、捕獲器を滅失し、又は毀損したときは、借受者においてその損害を現物をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

第12条 貸出中止

市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その貸出期間に関わらず、捕獲器の貸出を中止し、返却させることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 目的以外の使用をしたとき。
- (3) 第三者に転貸したとき。
- (4) その他、捕獲器の管理上必要があるとき。

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和6年2月1日より施行する。